

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年十二月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

一、九〇五